平成２１年（フ）第７８７号
盛岡市北山１丁目８番５号　レジデンス185・103号、旧住所盛岡市名須川町19番29号名須川グリーンハイツ206号
債務者　菊池　信二
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７９８号
盛岡市浅岸１丁目４番10号
債務者　川原　典子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８１３号
岩手県九戸郡洋野町種市第23地割161番地１
債務者　下川　　修
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８１６号
盛岡市月が丘１丁目26番６号
債務者　前澤　玲子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８１９号
盛岡市青山３丁目18番３号
債務者　浦島　直樹
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４５０号
群馬県富岡市下高尾606番地
債務者　鈴木　　勝
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第７１１号
埼玉県飯能市大字川寺60番地４　ヴィラハイツ101
債務者　小高　忠昭
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７３０号
埼玉県日高市大字高萩701番地48
債務者　渋澤　和恵
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５８０号
静岡県駿東郡清水町徳倉2467番地の３　ボナールハイツ201
債務者　岡沼　和久
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５４６号
愛知県稲沢市祖父江町四貫東堤外1029番地２ハピネス千代10―201号
債務者　有馬工務店こと　有馬　一敏
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５４７号
愛知県稲沢市祖父江町四貫東堤外1029番地２ハピネス千代10―201号
債務者　有馬　愛花
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５７９号
愛知県江南市宮後町砂場西135　ＡＳＡＪＩ205、住民票上の住所岐阜県可児市羽生ケ丘５丁目147番地
債務者　関　　義純
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第８０号
京都府福知山市字堀2708番地　市営岡ノ三団地219号
債務者　坂井惠美子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第８１６５号
大阪市平野区加美北９丁目10番25号
債務者　西本　良平
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４３７号
大阪府四條畷市雁屋南町５番30号
債務者　松原　紗苗（旧姓金村・吉田）
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９２５号
大阪府東大阪市西堤本通西２丁目６番６号　菅輝久方
債務者　林田　敏次
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２３０号
大阪府大東市野崎１丁目29番５号　エバーグリーン202号
債務者　稲波　勝已
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３１５号
大阪市住之江区浜口西２丁目３番13号　メゾンカルレ26　205号
債務者　古川　　進
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部